

第一章 総則

第1條

本同盟は、日本労働組合同盟と称し、本部を東京に置く。

第2條

本同盟は、綱領宣言並に決議の遂行を以て目的とする。

第3條

本同盟は、前條の目的を達成するため左の専ら部門を置く。

但し專門部細則は別に之を定む。

教育出版部 政治部 調査部 争議部

組織部 国際部 法律部 婦人部 青年部

第4條

本同盟は、日本所屬諸國に加盟す。

第5條

本同盟は、本同盟の綱領、宣言並に規約を承認する日本全國に於ける各種産業別組合並に職業別組合、地方的組合を以て組織す。

第6條

同一地方に所在する産業別組合の支部並に

職業別組合、地方的組合は、組合員總數五百名以上を以て地方聯合会を組織す。

地方聯合会は中央委員会の統制下に加盟組合並に支部の連絡を計りしむ。

加盟組合中、同一産業に属するもの三個以上存在し、中央委員会の承認したる定款に遵する場合は全國的産業別組合を組織するものとす。

地方聯合会に包括する地域の範圍全國的産業別に包括する組合の範圍並に規約は中央委員会

の承認を得ることとす。

第九條 本同盟の機關を分ちて左の三種とす。

一 大会 二 中央委員会 三 中央執行委員会

第十條 大会は本同盟の最高決議機關にして第十四條に

同旨の定めしむ。

第十一條 大会は、決議の決する事は、前項の決議方法に對し出席代表委員四分の二以上が議決する場合に各代表委員は其の代表する組合の代表者總數を以て採決せしむることを得。

第十二條 加盟組合は左の比例に依り大會代表委員を選舉す。

一 二百名未満は三名

二 二百名以上は百名を増す毎に一名を増す。

三 五百名以上は百二十名を増す毎に一名を増す。

四 千名以上は百五十五名を増す毎に一名を増す。

五 三ヶ名以上は二百名を増す毎に一名を増す。

但し其の諸款が半数に達する場合に変更を以て地方聯合會の代表者は選舉を要せずとす。

第十三條 中央執行委員会

第十四條 中央執行委員会

第十五條 中央執行委員会

第十六條 中央執行委員会

第十七條 中央執行委員会

第十八條 中央執行委員会

第十九條 中央執行委員会

第二十條 中央執行委員会

第二十一條 中央執行委員会

第二十二條 中央執行委員会

第二十三條 中央執行委員会

第二十四條 中央執行委員会

第二十五條 中央執行委員会

第二十六條 中央執行委員会

第二十七條 中央執行委員会

第二十八條 中央執行委員会

第二十九條 中央執行委員会

第三十條 中央執行委員会

第三十一條 中央執行委員会

第三十二條 中央執行委員会

第三十三條 中央執行委員会

第三十四條 中央執行委員会

第三十五條 中央執行委員会